

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和4年9月7日(水)

開会 午前 9時00分

閉会 午前10時08分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 小 堀 良 江 関 口 孫一郎

議 長 中 島 克 訓

傍 聴 者 川 田 俊 介 市 村 隆 森 戸 雅 孝

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

内 海 まさかず 小久保 かおる 青 木 一 男

梅 澤 米 満 針 谷 正 夫 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 大阿久 岩 人

白 石 幹 男

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	秋 間	広 行
教 育 次 長	名 淵	正 己
商 工 振 興 課 長	石 川	徳 和
観 光 振 興 課 長	茂 呂	一 則
農 業 振 興 課 長	佐 山	祥 一
農 林 整 備 課 長	田 名 網	清
産 業 基 盤 整 備 課 長	中 田	芳 明
保 健 給 食 課 長	五 十 畑	肇 史
美 術 ・ 文 学 館 課 長	加 茂	浩

令和4年第5回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和4年9月7日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第106号 栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

日程第3 議案第96号 令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議事等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第106号 栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご上程いただきました議案第106号 栃木市横山郷土館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は41ページ、42ページ、議案説明書は54ページから57ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の54ページをお開きください。提案理由についてありますが、横山郷土館の入館料に年間入館料を設けるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市横山郷土館条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、入館料の区分に年間券を加え、公布の日から施行するというものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

56ページ、57ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。第6条、入館料の表におきまして、年間券、個人の区分を追加し、年間券の入館料1,000円を追加するというものでございます。また、備考となりますが、年間券の有効期限は、発行の日から1年間とするものでございます。

次に、議案書の説明をいたしますので、恐れ入りますが、議案書の41ページをお開きください。栃木市横山郷土館条例の一部を次のように改正するというものでございまして、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

附則であります、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

この時期にここに来て年間券を作成したということですが、どのような理由があつてでしょうか。お聞きをいたします。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） お答え申し上げます。

年間券を作成してほしいという要望は以前からありまして、今年のゴールデンウィークにコロナ収束といいますか、規制がかからないゴールデンウィーク時にイベントを横山郷土館でも行ったわけですが、そのイベントを機に、さらに要望の声が増えたためでございます。また、今年度は秋まつりも控えておりまして、様々なイベントが再開される予定でありますことから、入館者の利便性を考え、今のタイミングとなりました。

○委員長（針谷育造君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） イベント等が開催される、行いたいという要望があつたということですが、リピーター等の方がいらっしゃって、そういう要望があつたということはなかったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 当然このコロナ禍でマイクロツーリズムと申しますか、近場で楽しむという機運が高まっておりまして、そういった入館者のリピーターの声も聞いておりますし、またこの横山郷土館につきましては、結婚式の前撮りとか、それとか七五三の前撮りなんかで非常にカメラマンも入館料を納めていただいて撮影していただいているところなのですが、そのようなカメラマンからもぜひとも作っていただきたいという要望もございまして、この時期となりました。

○委員長（針谷育造君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 横山郷土館、展示スペース以外は、和室とか庭園とか貸していただくときに、

貸していただく料金というのが別に発生するというふうにお聞きをしているのですけれども、そうしますとこの料金のほかにどのくらい貸していただくお金というのがかかるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 申し訳ございません。今小堀委員がおっしゃったのは、多分行政財産の目的外使用ということで、入館料とは別に使用料がかかるということですが、平米当たりの単価今ちょっと手元にございませんで、どこの和室部分を使用するのか、もしくは違った部分を使用するかによっても料金は変動してくるものでございまして、今ちょっと平米当たりの単価につきましては改めてご報告させていただきたいと思えます。

○委員長（針谷育造君） よろしいでしょうか。

そのほかにございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 説明ご苦労さまでございます。

今回年間共通券が1,000円ということで、少なくともたしかあそこは入場料300円でございますから、4回以上行く方でないとメリットがないと。先ほどの説明では写真をお撮りになられるということで、カメラマンですとか写真館の方ですとメリットは当然ながらあるかと思うのですが、本来でしたら業務に携わる方でなく観光客を相手にした施設でございまして、マイクロツーリズムの観点からすれば、業者向けの設定ということではなく、一般観光客向けの設定が本来望ましいはずでございまして。しかしながら、横山郷土館、年間4回以上ご来訪いただける方のリピーター、把握というのはされていて、どのくらいのご意見があって今回の施策になったのかお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 当然リピートを増やすということで、今回の年間券ということになったわけですが、基本的に要望があったのはうちで把握しているのは30名程度。それと4回で元が取れるということなのですが、こちらについては春夏秋冬で横山でイベントを考えていまして、そちらのイベントに全て入館していただくと元が取れるというシステムで、イベントに合わせて大体1,000円ということで設定させていただきました。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確かに横山郷土館行ってみますと、例えばガラス等でも手作りの模様が入って非常に情緒豊かな施設でございまして、庭園も結構きれいでございまして、訪れた方は江戸情緒といいますか、そういったものを感じるのには絶好の施設なのですが、果たして年に4回以上の方が何人来てくれるだろうというのが一つ懸念ではございます。来ていただけるのが目的でこういった年間券を設定するのであれば、なぜほかの施設との共通券、周遊券みたいなものはお作りにならなかったのか、そういった発想はなかったのかお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 共通券につきましては4館共通券ということで、こちらは岡田記念館、それとあととちぎ山車会館、塚田記念館、それとあだち好古館の4館共通券がありまして、こちらのパスポートを提示していただくと横山は100円引きということで現在行っております。また、他施設との整合性というところですが、市有施設、文学館につきましては今年度オープンということで、特に来年度以降何とか横山とコラボできればということで文学館とは調整をしております。また、美術館につきましては11月にオープンということで、こちら調整を図っていければと思っております。なお、観光振興課所有の山車会館につきましては、山車の入替えはあるものの、映像や展示品について変更する施設ではないため、年間券を導入する予定というのは考えてございません。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今共通券あるのだという話でしたが、ホームページ等どこを探しても載っておりません。私が知る限りホームページを調べまして、共通券が記載されていたのが山車会館のみでございます。山車会館ですと、山本有三ふるさと記念館、蔵の街美術館、栃木記念館、こういったところの共通券があるよということで明示はされておりますが、観光協会、そして市のホームページ等を見ても横山郷土館について共通券があるというのがなかなか明記がされていない。これは、観光客の来訪を促すためには非常にもったいない。みんな近場でございます。例えば答弁にもありましたけれども、岡田記念館のほかにも塚田歴史伝説館ですとかあだち好古館、たくさんの資源が近場にあるわけですから、民間と協働を図り近くの点在する施設を巡っていただけるような魅力ある共通券、周遊券の設定というのをお願いしたいところですが、ただ問題は横山郷土館は300円、高いところだと800円、値段にばらつきがある。そうすると、どうしても値段設定が難しくなってくる。今回の、今ちょっと脇にそれですが、周遊券が実はあるよと、100円で横山入れるよと、その値段設定というのは何を根拠に100円という値段にされているのかをちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 大変失礼いたしました。100円で入館できるのではなくて、100円引きでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、1回200円という計算になるわけでございますけれども、果たして周遊券で100円引きになって来るだけの価値があると認識していただけるのか。その価値を高めるために今後観光振興を図る上でどのような施策を展開していくおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 当然観光施策という部分になってくるかと思っておりますけれども、横山

郷土館についても毎回同じようなものの展示品では、これは入館者は増加は見込めませんので、先ほどもご回答申し上げたとおり、四季折々、また時期に関係なくイベント等を極力開催いたしまして、入館者数の増加を図るとともに、また今紙媒体のパンフレットからスマホのインスタグラム、それとか若い人はインスタグラムとツイッターですか、そういったSNSを活用してインスタ映えするようなポイントで観光客が非常に増えているということもございますので、SNSを活用したり、四季折々のイベントを開催などをして入館者数を増やしていければと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 観光周知の努力は期待をさせていただくところですが、先ほどの答弁の中にございました、今年開館する文学館等もということでございます。美術館も控えております。ということであれば、やはりすぐ歩いて、徒歩圏内でございますので、全て周遊ができるようなパスポート券みたいなものを民間まで含めて作っていただきたいと思っておりますけれども、これは民間が絡むから若干検討が厳しいかなと思っておりますが、そこまでの視野を持った検討というのをお願いしたいのですが、どうでしょう。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 広瀬委員のおっしゃるとおり、民間とのコラボというのは若干ハードルは高い部分はございますけれども、今年度中にとはいきませんが、ぜひとも何とか私がいる間にコラボできればと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、まだしばらくいていただかないと困ってしまいます。

ちなみに、先ほど小堀委員のほうからありました財産、その賃貸料といいますか、たしか私の知る限りでは、今回の令和3年度の決算資料を見ますと、年間百五十数万円の財産貸付収入があるわけでございます。先ほど業者においてはということでありましたが、そういった部屋なりなんなりを借りていただく方々からの入館料というのは、これはなくてもいいのではないと思うわけです。確かに300円ですから、お支払いになるのにそんなに苦勞する金額ではないかと思っておりますが、借りているのに入館料も払うのということになりますと、非常にもったいないな。これ本当は決算でやるつもりだったのですが、ついでに聞いてしまいますけれども、そういった市民の方にとって行きやすい、利用しやすい、そういった施設運営を今後も図っていただきたいと思うのですが、あまり行政のほうから運営については意見が言いづらいところも当然あると思っておりますので、これは要望で結構でございます。ぜひきちんとした運営を期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（針谷育造君） そのほかございますか。

では、先ほどの使用料、まだですか。ちょっとお待ちください。小堀委員の使用料について。

〔「審査に直接関わる部分ではないので」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　　そうですか、分かりました。

　　それでは、直接その件についての小堀さんのものについては、直接ではないので、後で報告をお願いするということですので、ないようですので、これをもって質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　　ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　　省略の声がございまして、省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

　　ただいまから議案第106号を採決いたします。

　　本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　　ご異議なしと認めます。

　　したがいまして、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

　　議事の終了した執行部の皆様にはご退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

　　なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えとなりますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第93号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君）　　それでは次に、日程第2、議案第93号　令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

　　当局から説明を求めます。

　　なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

　　石川商工振興課長。

○商工振興課長（石川徳和君）　　それでは、よろしく願いいたします。

　　ただいまご上程をいただきました議案第93号　令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管部分につきましてご説明いたします。

　　まず、歳出からご説明いたします。初めに、2款総務費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の42、43ページをお開きください。1項16目諸費につきましてご説明いたします。補正額は8,737万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から4事業目の国県支出金返還金（農林整備課）につきましては、令和元年東日本台風19号災害での災害

復旧事業において査定限度額を超えて補助金の交付を受けたため、超過分を返還するものであります。

続きまして、6款農林水産事業費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の62、63ページをお開きください。1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、減額補正するものであります。

なお、4節共済費につきましては、同じく職員課所管となりますが、本年10月から会計年度任用職員及び短時間勤務再任用職員が市町村職員共済組合員になることに伴い、社会保険料を減額し、市町村共済組合負担金を増額補正するものが含まれております。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は122万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木市農業再生協議会補助事業費につきましては、水田や畑における経営所得安定対策制度に関する推進活動や補助要件確認に必要な経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金で、県の交付決定額に基づき補助金を増額するものであります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は4,253万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、県単独農業農村整備事業費につきましては、県から追加採択を受けた大光寺地区の農道整備工事費を増額するものが主なものであります。

次の市単独土地改良事業費補助金につきましては、大岩藤土地改良区内のパイプライン、漏水復旧工事ほか1か所に対する補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業につきましては、都賀町原宿地内荒川右岸の排水路フェンス改修工事ほか3か所の整備費を増額するものであります。

続きまして、7款商工費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の64、65ページをお開きください。1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,665万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。緊急経済対策支援補助事業費につきましては、コロナ禍の影響を受ける市内事業者を支援する事業継続サポート補助金が予算額に達しましたが、その後申請期限の8月1日までに申請のあった333件分を増額するものであります。

続きまして、7款1項3目工業開発費についてご説明いたします。補正額は312万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

続きまして、10款教育費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の76、77ページをお開きください。1項4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は1,690万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。(仮称)栃木東地域学校給食センター整備事業費

につきましては、建設予定地の測量業務委託料及び造成工事に伴う設計業務委託料でございます。

以上をもちまして、令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書32、33ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金の補正額は1,131万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目目の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、水田や畑における経営所得安定対策制度に関する推進活動や補助要件確認に必要な補助金で、県の交付決定額に基づく県補助金の増額であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域、藤岡地域、都賀地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県補助金の増額であります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） 続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（追加）、令和4年度美術館開館記念展作品借り上げにつきましては、令和5年度4月に開催予定であります開館記念展の展示品として、他館より美術作品を借用するに当たり、年度開始前に借用依頼をし、契約する必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

次の令和4年度美術館開館記念展展示ケース借り上げにつきましては、さきに説明しました他館より借用する美術作品専用の展示ケースを借用するに当たり、年度開始前に契約する必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

9ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）、令和4年度学校給食調理業務民間委託（栃木第三小、大宮北小及び国府北小）につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センターの開設を令和8年9月に予定していることから、令和5年度から令和7年度までの栃木第三小、大宮北小及び国府北小の学校給食調理業務民間委託を令和8年4月から7月までの4か月間延長するため、期間を変更し、限度額を増額するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出、債務負担行為を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出、債務負担行為を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 説明ありがとうございました。62ページ、63ページ、6款1項3目。これは栃木市農業再生協議会補助事業費でございますけれども、今回122万1,000円の補正額ということで、金額的にはそれほど大きな額ではないのですが、農業再生協議会、様々な団体が絡み合っている協議会でございますけれども、たしか昨年度決算額ですと2,100万円ぐらいの金額でございました。なぜこの時期に、この協議会に対しての補助金というのは冒頭で大体予算でほぼ決まっていることが多いはずなのですが、120万円の補助金を拠出する根拠についてお伺いをさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 佐山農業振興課長。

○農業振興課長（佐山祥一君） お答えいたします。

当初予算では、2,183万円再生協議会に関しましては予算化をしております。これにつきましては、前年度の実績を基に予算をさせていただいているといったものでございます。国のほうからは、新年度の予算、つまり令和4年度の予算につきましては、4月に内報が出まして、6月に交付決定がされます。したがって、6月の補正予算では上程が間に合わないといったようなことから、9月の補正予算で、増額になった場合にはこのような形で補正予算を上程するといったようなものでございます。そもそも当初予算につきましては先ほど申し上げましたとおり、前年度の実績を基に予算化をしているわけなのですが、その後国に対してはこういう金額が栃木市農業再生協議会としては予算が欲しいということで要望しているのですが、内報が来て、実際に交付額が示されるのが6月といったことから、この時期に補正予算を上程するといったものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 国からの交付額決定までの措置がされているのが予算であって、あくまでも本来のものを今回補正で調整をしたというような形でよろしいのですね。それは、理解をさせていただきました。そうしますと、今回恐らくたしか2,183万円ということでございますから、大体二千三百数万円の予算額になってくるのかなと思いますけれども、再生協議会、様々な事業を行っているのは承知をしております。県でもやっておりますし、市でもやっております中で、なかなか再生協議会主導で行っているものというのが見えてこない。例えば生産米のPR一つとっても、今回決算資料等にも挙がっておりますが、なかなか我々議員、そして一般消費者の目に映るものが少ないということもございます。その原因といたしますか、今後に向けての課題と併せてお伺いできればと思います。

○委員長（針谷育造君） 佐山農業振興課長。

○農業振興課長（佐山祥一君） 農業再生協議会の今年度の補助金につきましては、委員おっしゃるとおり、2,183万円に今回の補正額を足しまして、約2,300万円ほどになるわけでございますけれども、この仕組みというのは農業再生協議会は農家さんからどれだけ作付をするのだといったような情報を集めて、それを国に流しまして、実際の交付につきましては国から直接農家さんのほうに補助金が流れていくというような形で、農業再生協議会は実際は農家さんと国との間に入って取りまとめをしているといったような作業をしているという形から、なかなか一般の市民の皆様にはあまりなじみがないものではないのかなというふうに思っております。ただ、様々なことで作付計画の取りまとめを行っているといったようなことから、6月の補正で提出させていただきました、コロナ関係の飼料用米を作付している農家さんに定額で支援をするといったようなときには、作付計画を取りまとめている農業再生協議会というものが有効に活用できまして、プッシュ型で支援金が出せるといったような利点もございます。なかなか一般の市民の方には目につかないところではございますけれども、農家さんからは非常に信頼されて業務を行っているというふうなことで我々は考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 金は県から出ていますので、栃木県の農業再生協議会のホームページ等を見ますと、米の需要調整の取組を進めるとともに、これはご答弁いただいたとおりです。経営所得安定対策の推進、これもご答弁いただいております。農地の利用集積、これもそうですね。ただ、そのほかにも担い手の育成ですとか地域の取組支援、農業の新たな発展の可能性、力強い農業構造の確立、素晴らしいお題目が並んでいるのです。ただ、ここに載っているものは自分たちで分かっているといいというものではなくて、やはり市民、県民の税金が流れている以上は、どれだけの効果が発揮されているのか、ぜひ周知を図っていただきたいところではございます。その点について栃木市行政からの意見に対するご支援というのは図れる可能性は、課長、ありますか。

○委員長（針谷育造君） 佐山農業振興課長。

○農業振興課長（佐山祥一君） 主食用米から飼料用米に作付転換をしましょうだとかといったようなお願いだとか、高収益作物である露地野菜への作付転換をしましょうだとかということで、確かに農家さんのほうには積極的なPRをさせていただいております。委員さんのおっしゃるように、逆にお米を食べようといったようなPRも今後は様々な機会を活用してPRしていくというふうなものに関しましては、国、県と歩調を合わせてやっていくべきではないかということで考えております。ありがとうございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この農業再生協議会、私が知る限りは20を超える構成団体で構成をされておまして、ただそれが行政以外は全て農業関連の団体でございます。農業の再生ということですか

ら、致し方ない話かとは思いますが、少なくとも2,000万円を超える巨額の予算が使われている以上は、その使い道の説明という責任もごさいますので、その抛出根拠についてはきちんと皆さんに公開していただけるとありがたいと考えております。

委員長、続けてよろしいですか。

○委員長（針谷育造君） はい、どうぞ。

○委員（広瀬義明君） そうしましたら、次が同じページ、6款1項5目農地費についてお伺いをさせていただきます。一番下の事業、市単独農業農村整備事業費でございます。今回1,448万7,000円が計上されておりますが、昨年度決算の数字が1,179万8,600円。もう既に昨年度決算の金額を上回る数字が補正で上がっている。何か緊急性の高いものが行われることになったのか、内容についてお伺いをいたします。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答えを申し上げます。

今回補正で上げさせていただきました工事は4本であります。まず、都賀町原宿地内の幹線排水路に係るネットフェンスの修繕ということで、水路側に傾きまして倒壊のおそれがあるため、危険を伴うということで今回上げさせていただきました。それから、吹上東部地区の荒川幹線排水路の土砂の堆積の浚渫工事、これが2本目であります。それから、3番目としまして、梅沢町地内で農地の表土の土質が稲作に適さず、排水量が不良であることが判明したことにより、表土の入替えを行うこと、これが3番目であります。それから、4番目としまして、皆川城内のため池から隣接する農地に漏水しておりまして、作付に支障を来しているということで今回上げさせていただきました。

以上の4本となります。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 4本についてご説明頂戴したところですが、フェンスの改修、そして浚渫ですか。予算を組むときには、これは課題として上がっていなかったから今補正で上げると。例えば昨年の今頃はそういった問題は起きていなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

ただいま広瀬委員がおっしゃるとおり、例えばふれあいトークで要望が出たところですか、あるいは今年度作付をするに当たりまして、そういった耕作に対する不都合が生じたとか、そういうのが判明したことによりまして今回上げさせていただいているものであります。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ふれあいトークの時期等を考えれば随分スピーディーな、今年のふれあいトークですね。随分スピーディーだなと思いますが、果たしてそんな短期間で予算措置ができるもの

だったのか、それほど緊急性が高いのか。私も現場を見ていないので、何とも申し上げかねますが、フェンスが壊れたと、そんなすぐに壊れるのだろうか。排水路の浚渫工事ですが、水路ですから、基本的には地先管理なのではないかという認識もございます。このフェンスの破損具合、いつから認識があったのか。そしてこの浚渫工事の水路、荒川ということで大規模な排水路工事だから、地先管理の範疇を超えているという認識でよいのか。この2点についてお答えいただければと思います。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） まず、フェンスの修繕につきましてなのですが、フェンスがちょっと傾いているということにつきましては、実はふれあいトークまで担当課としましては把握しておりませんでした。ふれあいトークで初めて把握した次第でございます。

それから、荒川の浚渫につきましては、荒川幹線排水路につきましては県営事業で整備しまして、市のほうで移管を受けておりますので、市のほうでの対応ということで上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 行政とすればご意見がいただいた、現地を確認できた、危険性を把握できた時点で早急に対応したという認識でよろしいですね。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） フェンス工事につきましては、委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これが市単独事業ということで市の持ち出しが非常に大きい、大規模な改修工事ですとか補修工事であれば、やはり先回りをした予算組みというのを我々とすれば期待をさせていただきたい。ふれあいトークで市民の皆さんが来たときに情報が入るのではなくて、平日頃から整備課さんのほうでいろんな情報をアンテナ高くして拾っていただけるようなシステムというのをつくっていただけるとありがたいなと思います。

これはちょっと確認なのですが、一番下の農地等の補修工事費、これは梅沢町地内のほうで表土の入替えを行ったということでございますけれども、これは所有者何人、そして面積等ちょっと参考までに教えていただけますか。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 梅沢地内の表土の工事なのですが、ここは永野川に隣接する農地でありまして、令和元年台風19号で永野川から溢水した際に圃場の土が流出したために、表土の入替えを行うものでありまして、耕作者としましては1名、面積としましては2,500平米であります。

以上です。

- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 台風災害による農地改良というのは、基本的に時期は随分以前に逸失しているかと思うのですが、その情報は今まで入ってこなかったのですか。
- 委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。
- 農林整備課長（田名網 清君） この時期になりましたのは、県の永野川の災害復旧工事が現場に隣接しておりまして、県の車両の出入り等もありまして、河川工事の完了を待って作付したところ、土質の不適が判明したため、この時期になってしまったということであります。
- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） ちょっと分からないのですが、永野川から溢水して土地が駄目になった、本来でしたら最初から予算立てをして、繰越明許なりなんなりで工事が延びているのを理由に行うのが通常ではないのかなと思うわけです。これは、工事によってその土壌が改良せざるを得なくなったという原因というのはなく、全て台風による被害でということの認識なのですか。
- 委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。
- 農林整備課長（田名網 清君） 台風の災害はもちろんあるのですけれども、その際に土砂は入れまして、一応原型は復旧したのですけれども、その土砂がちょっと不適ということでございます。
- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 当初の説明と若干違ってまいりました。私、当初の説明で工事等によってこの予算が必要になるような旨の説明を受けてないような気がします。これは、この市単独農業農村整備事業費で予算立てをするべきではない内容ではないのかと思うのですが、これはあくまでも課長のところの所管でやらざるを得ない予算立てになるのですね。
- 委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。
- 農林整備課長（田名網 清君） この地区につきましては、土地改良区にも属しておりませんで、そういうこともありますので、農林整備課での工事となります。
- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 梅沢町の地権者の方からすれば非常に迷惑に思うところもあるでしょうし、それを原状復帰といいますか、農作物を栽培するのに適した土地に改良しなくてはいけないという行政責任も当然あるかと思いますが、予算を執行するのに何のために使われたかが非常に分かりづらい内容になっている補正だと思います。これは、記載内容について課長にあまりお伺いするのも筋違いでございますので、あまり多くを申し上げるつもりもございませんけれども、タイミングと時期をきちんと考えた予算立て、そして説明内容にご注意いただければ非常にありがたいと思うのですけれども、部長、どうですか。
- 委員長（針谷育造君） 秋間産業振興部長。
- 産業振興部長（秋間広行君） 広瀬委員おっしゃるとおり、当然補正というものは緊急性がある場

合に執行するものであって、やはり当初予算の中で枠組みが上がっていけば当然当初予算、そういう中で今説明があった中では、一つはふれあいトーク。これについて実は私も現場へ行きまして、荒川の都賀ですけれども、多分学童とか、そういう子が来たときにはもう危ないという状況も現場を私も見まして、そういう中での補正。もう一つの梅沢ですか、そちらのほうはやはり県の事業との絡みがあって、どうしてもそちらのほうの工事との関連性を待った中での対応ということで、なかなか早期にできなかったという部分がありまして、そこについてはきちんともうちょっと詳しい内容を説明した中での予算立てというのですか、そこをしっかりとすべきかなという点がございまして、その内容とそのタイミング、それは私としてもこれはきちんとこれから対応すべきだということで、しっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今後に期待をさせていただきますので、部長、よろしくお願いいたします。
私からは以上になります。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。8ページなのですが、債務負担行為の補正の追加の中で美術館の記念展示作品の借り上げ、これが56万5,000円。それを収めるケースだということで、これも借りるということで78万1,000円であります。まず、期間の令和5年度とは書いてあるのですけれども、1年間なのか、それとも数か月なのかお伺いいたします。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

借用期間は、4月から6月の約3か月間になっております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 借り上げが56万5,000円で、それが今の展示室というのですか、そこにちょっと入らないのだから、特別なケースなのだから分かりませんが、こういったことが今後もやっぱり多くあるのでしょうか、お伺いします。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

美術館等の企画展によりましては、美術館が収蔵している作品のみではなくて、関連する作品をほかの美術館からお借りしたりして、これから展示していく予定でございます。今回の美術館の中にも展示ケースはそろえてはありますが、お借りする内容によっては大きさが違ったりするものもあることから、短期間であればそういうふうに借用していくことが必要かなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私が言いたいことは、その展示ケースに、今自分の持ち前のですね、なかなか入らないのだよというのが、市民の皆様に見てもらうのは非常にうれしいのですが、そういうことで展示会をやるたびに借り上げ、特にこのケース、少し考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。多分高額なのだろうけれども、あまりにも多いのであれば自前でも用意するべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

既に準備してございます美術館の展示ケースに入るものであれば、当然そちらを使って展示をさせていただく予定です。展示室A、B、Cとございますので、それぞれその中に収まるように展示をしていく予定でございますが、美術館が現在持っている展示ケースでは大きさ上入らないとか、そういうものについてその大きさに合った展示ケースを短期間借りて展示していきたい。今後もしろんな作品を借りてまいりますので、そのときに合った、基本は美術館が今持っているケースを最大限活用いたしますが、そういう場合は展示ケースもお借りして展示していくという予定でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何か少しかみ合っていないみたいですが、要は持っているものはいいのです。ただ、簡単に言えばリース料です。例えば大きさがこんなもので、栃木市が持っているのはこのタイプなのだけれども、これより大きい、分かりませんが、そういうのを見込んで美術館は造ったはずなのです、多分そういうのをいろいろ含めて。ばんたびばんたびそのケースに入らない状態があるのであれば、リース料、借上料ですか、それはやっぱりせっかくだから、金額は分かりません。なのですが、そろえてしまったほうがいいのではないかなというふうに言っているわけなのですけれども、ずっと借りるということは無駄ではないのかなと。大きいものというものが多分今後も出てくるのだと思います。それは、運営上やっぱり無駄な経費を削減する面において、それがメリットが出るのであれば考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） 委員のおっしゃるとおりで、今後も展示ケースについては、一旦令和3年度でそろえさせていただきましたけれども、そういうケースは今後も購入をしていく予定でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 展示ケースの、私も専門分野では分からないのですけれども、やっぱりそこら辺は当初から見込んでやるべきではないかというふうに思っております。こんなものがあるのだという情報も多分美術館側のほうの準備も含めて、いろんな話の中で最大このぐらいのケースがあれば間に合うのだということをやったのでしようけれども、やっぱりこういうふうが発生してくると何かもったいないというか、せっかく新しく造ったのにケースまで借りるの、どうなっていたのですかという多分市民もいると思います、私もその一人ですけれども。そこら辺をよく精査してもらって運営というか、見てもらえるようないいスタイルを取ってもらいたいというふうに思います。要望でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号の所管関係部分を採択いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆さんはご退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） それでは次に、日程第3、議案第96号 令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第96号 令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の21ページをお開きください。令和4年度栃木市の栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。

なお、第1表、歳入予算補正につきましては、次の22ページに掲載してございます。

続きまして、ページが飛びますが、補正予算書124、125ページをお開きください。124ページ、2、歳入の説明をいたします。2款1項1目一般会計繰入金につきましては、補正額312万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

次の3款1項1目繰越金につきましては、補正額312万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。前年度繰越金につきましては、令和3年度の決算額が確定したことにより、繰越金の額を増額するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方式によりページ数もお知らせください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎発言の申出

○委員長（針谷育造君） ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 申し訳ございません。議案の中で小堀委員さんからご質問があった点ですけれども、使用料についてお答えさせていただきます。

それぞれ毎年の評価額によりまして料金は変動いたしますけれども、和室につきましては営利料金が大体171円から194円、それと非営利では同じく171円から194円。それと庭園、庭関係が営利料金が4,069円、非営利料金が3,255円となっております。また、観光振興課で力を入れておりますFC事業ということで、こちらフィルムコミッション事業でお貸しする場合は、全館で2万709円となっております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） お聞き取りのとおりでありますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前10時08分）